

一般社団法人 玉の緒会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人玉の緒会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(従たる事務所)

第3条 この法人は、社員総会の議決を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、長唄の保存及び伝承のため、技芸の向上及び後継者の育成等を行うとともに、長唄の普及振興を図り、もって伝統文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、育成及び技芸の向上発展
- (2) 会員の定期的な演奏会の開催
- (3) 一般愛好者及び聴衆の増大をはかるための教室・サークルの設置及びその運営
- (4) 教室運営に関するコンサルティング事業
- (5) 長唄の普及振興のためのイベントの企画、開催及び運営
- (6) 長唄の普及振興のためのグッズの企画、制作及び販売
- (7) 長唄に関する動画の制作及び配信
- (8) セミナー、講座、講演会等の企画、開催及び運営
- (9) ワークショップ、体験教室等の企画、開催及び運営
- (10) 上記活動に関わる広報及びSNS等を主体とする情報発信活動
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員及び種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人であり別に定める会費を納める者
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛助又は後援する団体又は個人であり別に定める会費を納める者
- (3) 特別会員 この法人の目的及び事業に賛同する個人であり、この法人に対し特に功労のあった者のうちから理事会において推薦された者

(会員の資格の取得)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 特別会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他の正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条

会員は、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する（会員としての）権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に、臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければ

ならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名以内の業務執行理事を置くことができることとする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 理事の解任は、一般法人法第49条第1項の決議により行われ、又監事の解任は、一般法人法第49条第2項の決議により行われる。

(役員報酬等)

第27条 この法人は、理事及び監事に対して、社員総会が定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、各理事が招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法

人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(細則)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に細則を定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

- 3 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

| | |
|---------|--------|
| 設立時理事 | 沖田 りさ |
| | 渡辺 伸和 |
| | 宮代 まゆみ |
| 設立時代表理事 | 沖田 りさ |
| 設立時監事 | 津守 恵子 |

- 4 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

| 氏 名 | 住 所 |
|--------|----------------------------|
| 沖田 りさ | 神奈川県中郡二宮町二宮552番地 |
| 渡辺 伸和 | 神奈川県中郡二宮町二宮575番地 日吉ハイツ102号 |
| 宮代 まゆみ | 神奈川県平塚市松風町19番35-416号 |

- 5 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人玉の緒会設立のため、設立時社員 沖田りさ、渡辺伸和及び宮代まゆみの定款作成代理人である行政書士外立勝也は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年8月18日

| | |
|-------|--------|
| 設立時社員 | 沖田 りさ |
| 設立時社員 | 渡辺 伸和 |
| 設立時社員 | 宮代 まゆみ |

上記設立時社員 3 名の定款作成代理人

東京都文京区本郷一丁目 3 3 番 4 号ー 3 0 4 号室 UP BASE水道橋

はしだて行政書士事務所

行政書士 外立 勝也

登録番号 19081199号